

個人情報保護法

令和 2 年改正及び令和 3 年改正について

令和 3 年 6 月 3 日



個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

I . 改正に至る経緯等

個人情報保護法関連法体系のイメージ

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

【対象】民間事業者

ガイドライン

Q&A

<民間分野>

行政機関
個人情報
保護法

国の行政機関

独立行政法人等
個人情報
保護法

独立行政法人等

個人情報
保護条例

地方公共団体等

<公的分野>

※ 金融関連分野や情報通信分野等においては、これらのガイドライン等のほか別途分野ごとに定められているガイドライン等も遵守する必要がある。

制度改正の背景と課題

2003年（平成15年） **個人情報保護法成立**（2005年（平成17年）全面施行）



法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年（平成27年） **個人情報保護法改正**（2017年（平成29年）全面施行）



3年ごとに見直し規定が盛り込まれる
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年（令和2年） **3年ごとに見直し規定に基づく初めての法改正**

令和2年改正

2021年（令和3年） **個人情報保護制度の官民一元化**

令和3年改正※

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正。

個人情報保護法改正

令和2年改正

令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごとに見直しに基づく改正

利用停止・消去等の拡充、不適正利用の禁止、
越境移転に係る情報提供の充実、「仮名加工情報」の創設 等

- ✓ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓ A I・ビッグデータ時代への対応 等

令和3年改正

公布後1年以内施行
(地方部分は公布後2年以内施行)

個人情報保護制度の官民一元化

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

(参考) 平成27年個人情報保護法改正法附則における関係規定 (抜粋)

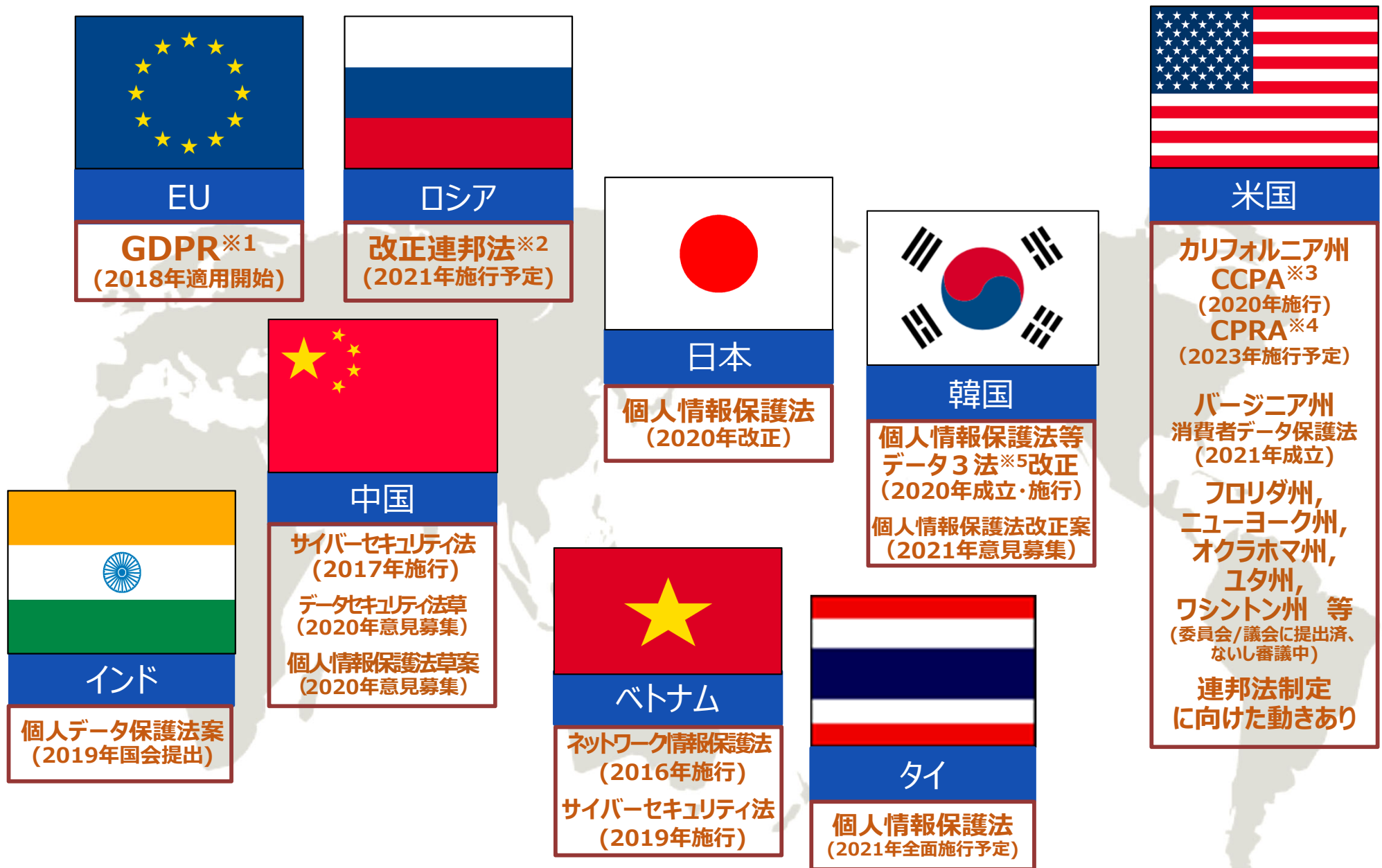
(平成27年法改正時の条文)

(検討)

第十二条 (略)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4、5 (略)
- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

(参考) 世界の主な個人情報保護関連の立法の動き (2015年以降)



※1 : GDPR : General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)

※2 : 2006年個人データに関するロシア連邦法の改正法が2020年に成立

※3 : CCPA : California Consumer Privacy Act of 2018 (カリフォルニア州消費者プライバシー法)

※4 : CPRA : California Privacy Rights Act of 2020 (カリフォルニア州プライバシー権利法)

※5 : 個人情報保護法、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律、信用情報の利用及び保護に関する法律

Ⅱ. 令和 2 年改正

令和2年改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。
（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

令和 2 年改正個人情報保護法 政令・規則の概要

テーマ	法改正の内容	政令・規則の内容
漏えい等報告・ 本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	・ 報告対象：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする ・ 委員会への報告：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	・ 加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等 の削除・置換を求める
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	・ 提供元における本人同意の確認方法：提供先から申告を受ける方法等とする ・ 提供元における記録義務：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則 3 年の保存を求める
越境移転	・ 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める ・ 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	・ 同意取得時に本人に提供すべき情報：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める ・ 移転元が講ずべき「必要な措置」：①移転先における個人データの取扱い状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	・ 公表事項：安全管理のために講じた措置を追加 (ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外)

※ その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

令和 2 年改正個人情報保護法 ガイドライン案の意見募集について

現在、以下により令和 2 年改正個人情報保護法に係るガイドライン案について意見募集を実施中。

意見募集対象	● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） ● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案） ● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案） ● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示（案） ● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（案）
意見提出期限	令和 3 年 6 月 18 日（木）まで （郵送の場合は同日消印有効・FAXの場合は同日到着分まで）

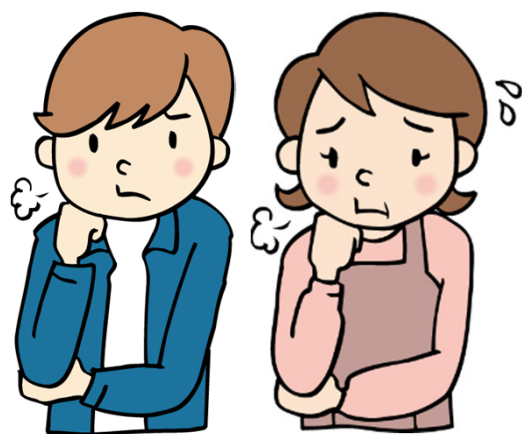
令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要 ①

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
利用停止等	一部の法違反の場合に加えて、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する	• 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合について、利用停止等が認められる事例や認められない事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 利用停止等が認められる事例…ダイレクトメール送付停止を求めたにもかかわらず、繰り返し送付される場合 ➤ 認められない事例…電話会社からの料金支払いを免れるため、課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれがある漏えい等）に、委員会への報告（速報・確報の2段階）及び本人通知を義務化する	• 委員会への報告を要する事態について、事例を含め解釈を具体的に記載するとともに、委員会への速報・確報の時間的制限の考え方等を記載 ➤ 財産的被害が発生するおそれがある漏えい等に該当する事例…ECサイトからクレジットカード番号が漏えいした場合 ➤ 速報の時間的制限の目安として、事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内（確報については、規則において原則30日以内と規定）
不適正利用の禁止	違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する	• 不適正な方法による個人情報の利用に該当すると考えられる場合について、事例を含めて解釈を具体的に記載 ➤ 該当する事例…採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用

利用停止・消去等の個人の請求権

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充**する。

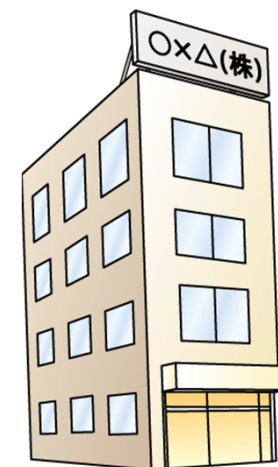
現 行	改正後
● 利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定（§30①） ● 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定（§30③）	現行の場合に加えて、 ① 利用する必要がなくなった場合 ② 重大な漏えい等が発生した場合 ③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 にも 拡充 （§30⑤）



本人

現行の利用停止・消去等の請求（§30①③）

（現行の要件に加えて、）
改正後の要件による利用停止・消去等の請求（§30⑤）



個人情報
取扱事業者

利用停止・消去等の個人の請求権

? 利用停止等の請求があった場合、事業者はどのような流れで対応することになりますか？

以下のような流れで対応することになります。

- ① 本人から利用停止等の請求があった場合、個人情報取扱事業者は、「本人の権利又は正当な利益」等、**利用停止等の請求の要件**を満たすかどうか判断する。
↓
- ② 利用停止等の請求の要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、「**本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で**」、利用停止等を行わなければならない。
↓
- ③ 利用停止等の請求の要件を満たす場合であっても、利用停止等を行うことが困難な場合は、「**本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置**」によって対処することも認められる。

? 今回の改正により、「利用停止等の請求の要件」はどのように拡大されましたか？

改正法では、一部の法違反の場合に加え、以下の3つの場合についても、利用停止等の請求ができることとしています。

- 「第22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合」= **報告対象となる漏えい等事案が生じた場合**
- 「**利用する必要がなくなった場合**」
- 「**本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合**」

利用停止・消去等の個人の請求権

？ 「利用する必要がなくなった場合」とはどのような場合をいいますか？

「利用する必要がなくなった」とは、法第19条と同様に、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいいます。

？ 「利用する必要がなくなった場合」として利用停止等が認められるのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められる事例として、以下のような事例が挙げられます。

- ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受ける等して、ダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合
- 採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、採用応募者が利用停止等を請求した場合

？ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とはどのような場合をいいますか？

法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいいます。

「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者は本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要があります。

「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断します。

保有個人データの開示方法

- 保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。

現 行	改正後
保有個人データの開示方法は、 <u>書面の交付</u> による方法が原則（§28①②）	保有個人データの開示方法について、 <u>電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする</u> （§28①②）

? 本人が指示できる方法とは、具体的にどのような方法ですか？

委員会規則において、本人が請求することができる方法は、①電磁的記録の提供、②書面の交付、③その他事業者の定める方法としています。

このうち、①電磁的記録の提供については、CD-ROM等の媒体を郵送する方法、電子メールを送信する方法、ウェブサイト上でダウンロードしてもらう方法など、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的方法を定めることができますが、可読性・検索性のある形式による提供等、できる限り本人の要望に沿って対応することが望ましいと考えられます。

? 電磁的記録の提供が困難な場合であっても、電磁的記録による提供が必要ですか？

現行法同様に書面による交付が認められる場合がありますが、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために大規模なシステム改修を行わなければならない多額の費用を要する場合など、電磁的記録による開示が困難な場合に限られます。

(参考) 開示等の請求等に応じる手続

- **開示請求全体のデジタル化を進める観点**から、ガイドライン案において以下を記載。
 - ✓ 受付方法の事例として、ウェブサイトなどのオンラインでの受付を追加
 - ✓ 本人確認の事例として、公的個人認証による電子署名を追加
- **本人が開示請求手続を把握できるようにしておくことが重要**である旨をガイドライン案に明記した上で、以下を記載。
 - ✓ ホームページへの掲載による場合、**本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達**でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい。



本人

【開示等の請求に応じる手続】

- 受付方法として、オンラインでの受付を事例として追加
- 本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい旨を追記

開示請求

開示

【開示方法】

- 改正法により、電磁的記録の提供を含め、本人が開示方法を指示できる（現行は原則、書面交付）



個人情報取扱事業者

漏えい等報告等の義務化

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

現 行	改正後
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう <u>努める</u> （委員会告示）	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、 <u>個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化</u> する（§22-2）

個人情報取扱事業者



個人情報保護委員会



報 告

本 人



通 知



漏えい等報告の義務化の対象事案

（委員会規則で定める要件）

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの
類型は
件数に
関わりなく
対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

漏えい等報告等の義務化

？ 漏えい等報告はどのような事案で行う必要がありますか？

類型	報告を要する事例
要配慮個人情報の漏えい等	従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
財産的被害のおそれがある漏えい等	送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合
不正の目的によるおそれがある漏えい等	不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
1,000件を超える漏えい等	システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

？ 漏えい等報告について、報告の期限はどのようになっていますか？

速報と確報の二段階で行う必要があります。

	時間的制限	報告内容
速報	報告対象の事態を知ってから「速やかに」 (個別の事案によるものの、当該事態を知った時点から概ね3～5日以内)	報告をしようとする時点において把握している内容
確報	報告対象の事態を知ってから30日以内 (不正の目的によるおそれがある漏えい等の場合は60日以内)	全ての報告事項(合理的努力を尽くしても、全ての事項を報告できない場合は、判明次第、報告を追完)

令和 2 年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要 ②

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
認定団体制度の充実	現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする	- 今般の法改正も契機に、認定団体の望ましい取組の方向性を示すためのガイドラインを認定団体編として新設 - 制度の目的・意義に加え、①求められる具体的な業務（苦情処理、情報提供等）、②自主ルールの策定等、③漏えい等報告等について記載
公表事項等	安全管理のために講じた措置を法定公表事項に追加する	- 安全管理の観点から公表すべき事項として、個人データの取扱いに関する責任者を設置している旨、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化している旨等を記載 - 外国の制度等を把握した上で、安全管理措置を講ずべき旨を明確化 - 現行法で義務付けられている利用目的の規定に関し、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理（ex.いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、利用を内部分析等に限定することを条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	仮名加工情報の加工基準等について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 仮名加工情報の加工基準に従った加工の事例…氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合：氏名を削除

公表事項等の充実

- どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、**法定公表事項として、安全管理のために講じた措置を追加**する。
- **本人が合理的に予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化**する。

現 行	改正後
- 事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等を公表事項として規定（§27①、令§8） - 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない（§15①）	安全管理のために講じた措置（公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）を公表事項として追加（§27①、令§8） - 合理的に予測等できないような個人データの処理（ex.いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化（§15①）

？ どのようなものが、公表により支障を及ぼすおそれがあるものに該当しますか？

例えば、下記のようなものが考えられます。

- 個人データが記録された機器等の廃棄方法
 - 個人データ管理区域の入退室管理方法
 - アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法
 - 不正アクセス防止措置の内容
- 等



公表事項等の充実

？ 「外的環境の把握」については、どのような内容の公表が求められますか？

外国における個人データの取扱いに関わる外的環境のリスクとしての高まりを重視し、事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずべき旨を、ガイドライン案で明確化しております。

この「外的環境の把握」に係る公表事項としては、例えば、「個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」といった内容が考えられます。

なお、本人の適切な理解と関与を促す観点から、当該外国の制度についても公表を行うといった対応は望ましいものと考えられます。

？ 本人が合理的に予測できる程度の利用目的の特定については、どのような内容とすることが求められますか？

例えば、いわゆる「プロファイリング」といった、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、事業者はどのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならず、以下のような内容が考えられます。

- ① 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。
- ② 取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。

令和 2 年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要 ③

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	- 同意取得の主体、同意取得の方法等について、事例を含め解釈を具体的に記載 - 同意取得の主体…原則、情報を利用する主体となる提供先が同意を取得する - 同意取得の方法…同意取得にあたっては、対象となる個人関連情報の範囲を示した上で、明示の同意を要する
越境移転	- 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める - 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	- 同意取得時の情報提供、体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講ずべき「必要な措置」について、事例を含め解釈を具体的に記載 - 同意取得時に提供すべき情報の考え方…本人がリスクを適切に把握できるよう、 - 移転先が所在する外国の名称、 - 個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や我が国事業者に求められる措置との本質的な差異 - 越境移転時の情報提供を求める - 体制整備要件に係る「必要な措置」… - 年一回程度、移転先における個人データの取扱い状況及びこれに影響を及ぼすおそれのある外国制度の有無等を確認、 - 契約違反等の問題が生じた場合には、その是正を求める - 問題が解消されず適正な取扱いの継続的な確保が困難となった場合は、個人データの提供を停止

個人関連情報の第三者提供規制

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。（§26-2）

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等 購買履歴

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | ミルクティー、おにぎり、アンパン... |
| 2 | 紅茶、サンドイッチ、アイス... |
| 3 | スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶... |
| 4 | 時刻表、デジカメ、書籍... |

B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。

個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4



個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

個人関連情報の第三者提供規制

? 個人関連情報とはどのようなものをいいますか？

「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。例えば、以下のようなものが該当します。

- Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- ある個人の位置情報

? 個人関連情報の第三者提供規制はどのような場合に適用されますか。

提供先において個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用されます。

条文の文言	内 容
「個人データとして取得する」	● 提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合 ※ 提供先の第三者が、個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、直ちに「個人データとして取得する」に該当しない。
「想定される」	● 「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として通常想定できる場合 ※ 同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識

個人関連情報の第三者提供規制

？ 「個人データとして取得することが想定されるとき」に該当しないよう、契約等による対応を行うことは可能ですか？

提供元及び提供先の契約等において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、法第26条の2は適用されません。この場合、提供元は、提供先における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されないことになります。

？ 今回の規制において、「同意」は、誰が取得すればよいのでしょうか？

同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先ですが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元が代行することも認められます。

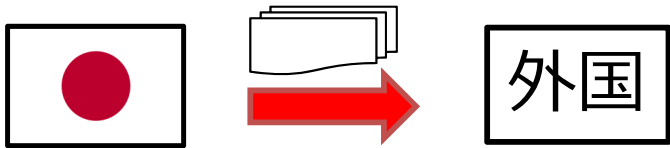
いずれの場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的等について、本人が認識できるようにする必要があります。

？ 提供先において同意を取得する場合、提供元はどのような確認を行えばよいのでしょうか？

提供元は、当該第三者から申告を受ける方法等によって本人同意が得られていることを確認することになりますが、提供先の第三者から申告を受ける場合、提供元は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足ります。

越境移転に係る情報提供の充実

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

現 行	改正後
 外国にある第三者に個人データを提供できる要件 - 本人の同意 - 基準に適合する体制を整備した事業者 - 我が国と同等の水準国（EU、英国）	各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付け 本人からの同意取得時に、以下の情報を提供（§24②） ・ 移転先の<u>所在国の名称</u> ・ 当該<u>外国における個人情報の保護に関する制度</u> ・ 移転先が講ずる<u>個人情報の保護のための措置</u> ① 移転元に対し以下の「必要な措置」を求める ・ 移転先における<u>適正取扱いの実施状況等の定期的な確認</u> ・ 移転先における適正取扱いに<u>問題が生じた場合の対応</u> + ② <u>本人の求めに応じて</u>「必要な措置」に関する情報を提供（§24③）

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

越境移転に係る情報提供の充実

？ 「外国における個人情報の保護に関する制度」について、どの程度詳細な情報の提供が求められますか？

「外国における個人情報の保護に関する制度」については、網羅的な調査を求めるものではありません。もともと、本人の予見可能性を高めるという制度趣旨を踏まえ、**我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を合理的に認識できる情報**を提供しなければならず、具体的には、以下の①～④の観点を踏まえる必要があります。

① **移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無**

② **移転先国の個人情報の保護に関する制度について一定の指標となり得る情報の有無**

（例：APEC越境移転プライバシールール（CBPR）の加盟国である、GDPR第45条に基づく十分性認定の取得国である 等）

③ **OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は権利の不存在**

（例：原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在、事業者が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在 等）

④ **その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在**

（例：事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 等）

越境移転に係る情報提供の充実

？ 「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」について、どの程度の情報提供が求められますか？

「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」についても、本人の予見可能性を高めるという制度趣旨を踏まえ、**個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を合理的に認識できる情報**を提供する必要があります。

具体的には、移転先において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について情報提供する必要があります。

「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」についての情報提供の例：

- ・ 移転先において、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置の一部（例：利用目的の通知・公表）を講じていない場合

「移転先は、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じていますが、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていません。」

越境移転に係る情報提供の充実



基準に適合する体制を整備した事業者に対する個人データの越境移転の場合に、移転元の個人情報取扱事業者に求められる「移転先における適正取扱いの実施状況等の定期的な確認」とは、どのようなものですか？

移転先が基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データの越境移転を行った場合、移転元は、適切かつ合理的な方法により、

- 移転先による当該個人データの適正取扱いの実施状況

（例：移転元と移転先との間の委託契約により移転先の体制を整備している場合：当該委託契約の遵守状況）

- 移転先の所在国における適正取扱いの実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及び内容

（例：事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 等）

を、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認する必要があります。

「適切かつ合理的な方法」による確認の例：

- ・ 移転先の第三者から書面による報告を受けること 等

越境移転に係る情報提供の充実

? 本人の求めに応じて提供する必要がある「必要な措置」に関する情報とは、どのようなものですか？

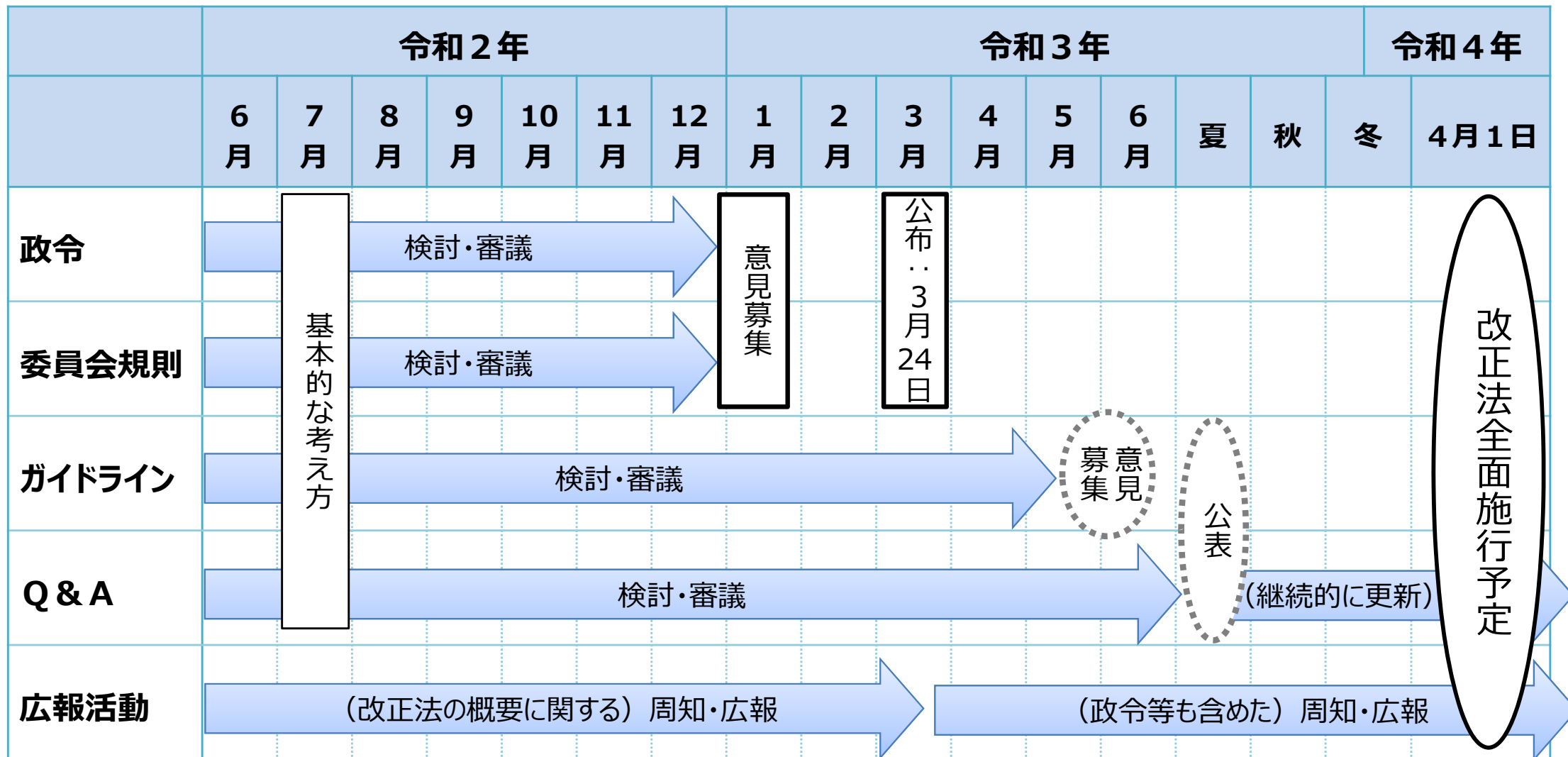
本人の求めがあった場合、移転元は、移転先の第三者による適正取扱いの継続的な実施の確保のために講じた「必要な措置」について、例えば、以下のような情報を提供する必要があります。

「必要な措置」に関する情報提供の例（A国に所在する第三者に対し委託に伴う個人データの提供の場合）：

- **基準適合体制の整備の方法：**
移転先との間の契約
- **移転先が講ずる相当措置の概要：**
移転先との契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には移転元が個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人データの第三者提供の禁止等を定めているを定めている
- **移転先の第三者が所在する外国の名称：**
A国
- **移転先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度：**
事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する
- **確認の頻度及び方法：**
毎年、移転先から書面による報告を受ける形で確認している
- **移転先による相当措置の実施に支障が生じた場合の対応等：**
移転先が、契約上の義務を遵守せず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、個人データの提供を停止した

今後の想定スケジュール（見込み）

（令和3年5月31日時点）



※このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。

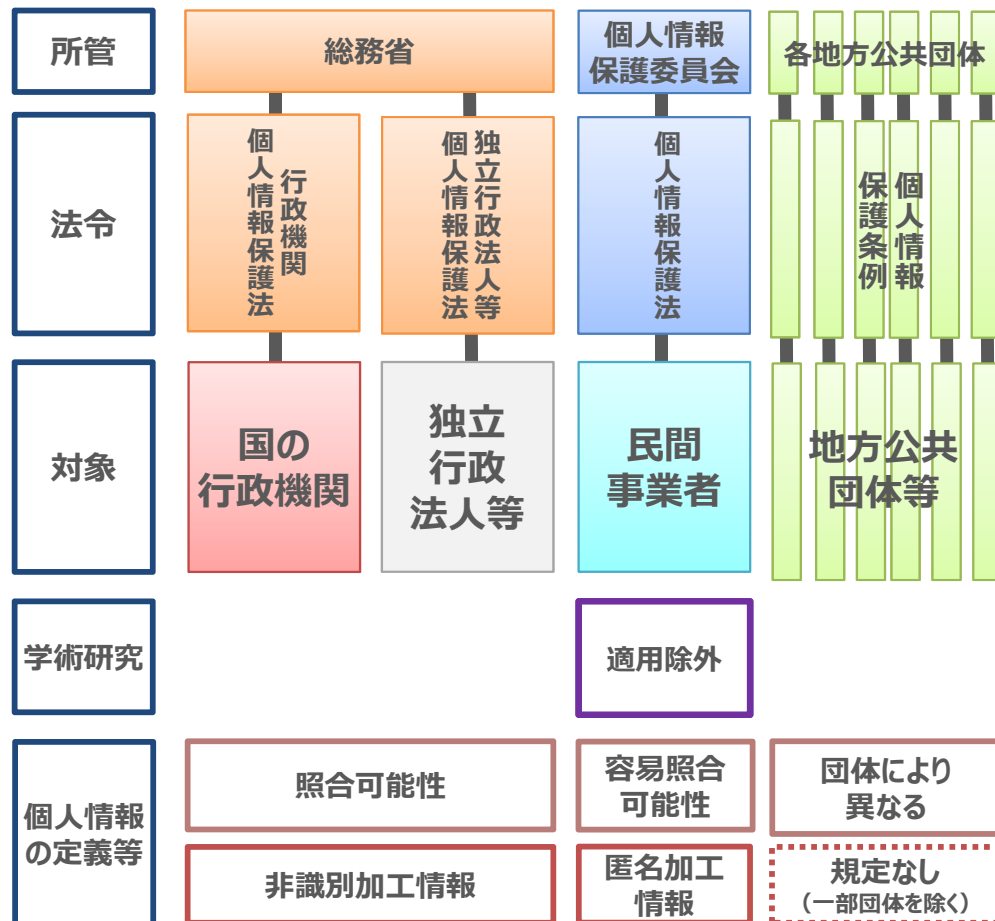
※上記の表は、第144回個人情報保護委員会（令和2年6月15日）資料1の「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ」について、検討状況等を踏まえて修正したものであり、現時点での大まかな見込みのため、今後の状況によって変わり得る。

Ⅲ. 令和 3 年改正

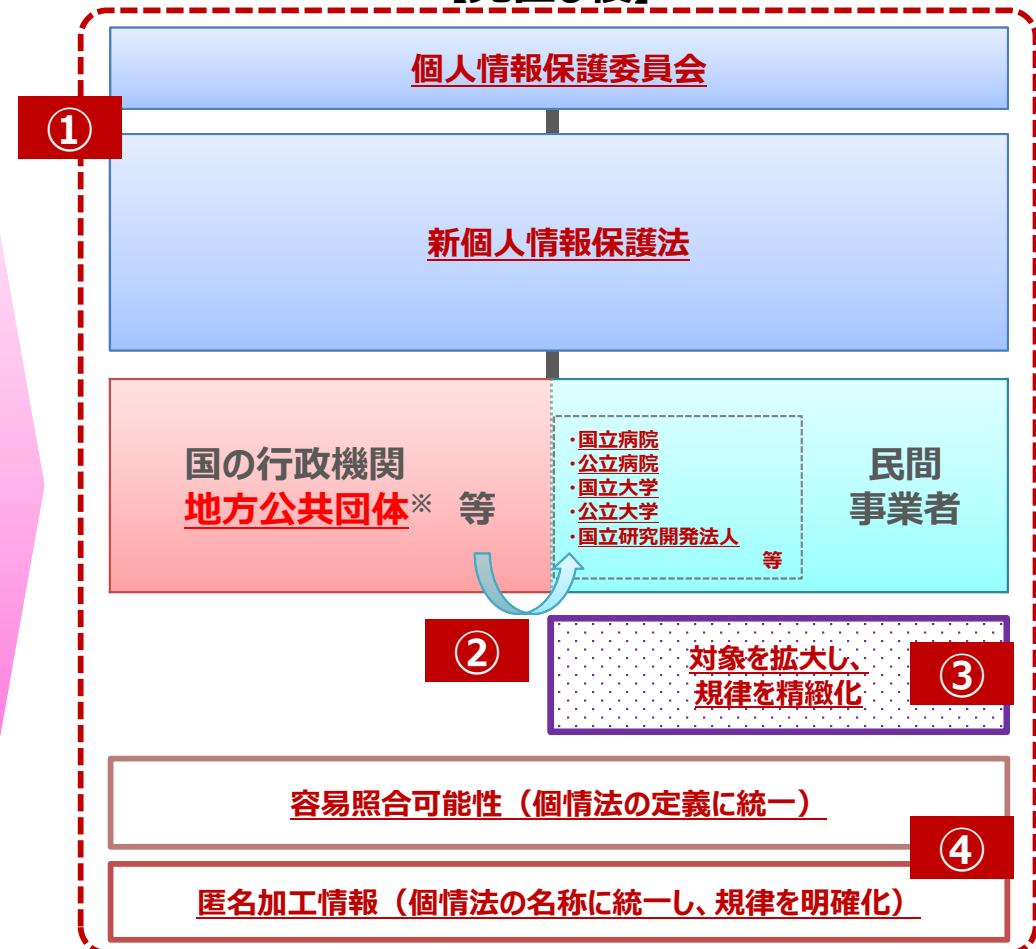
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を**個人情報保護委員会**に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

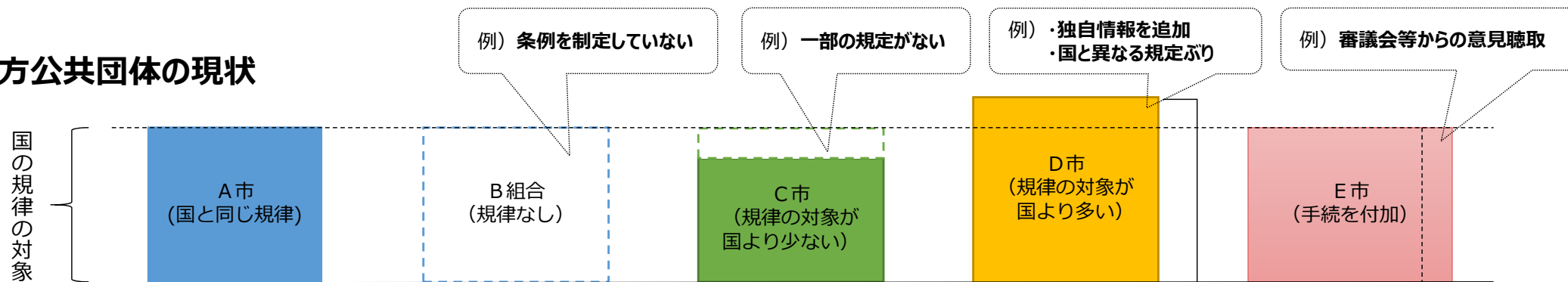
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

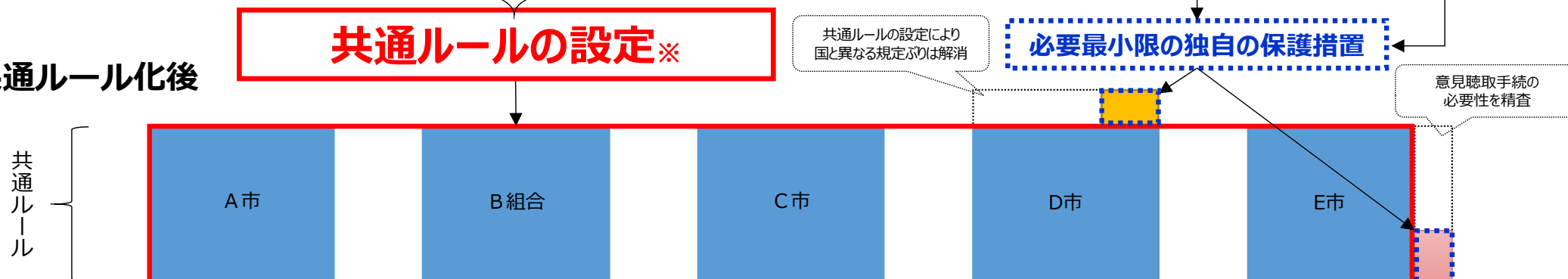
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
 - 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
 - その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

個人情報保護委員会による一元的な監督体制の確立

【現行の個人情報保護委員会の監督範囲】

民間	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

国	マイナンバー 関係
---	--------------

非識別 加工 情報関係

地方	マイナンバー 関係
----	--------------

【見直し後の個人情報保護委員会の監督範囲】

民間	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

国	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
---	-------------------------	--------------

地方	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、**医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。**

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規律の不均衡が発生

医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には**民間事業者と同様の規律**を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、**全ての独法等を行政機関に準じて扱う**。

【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

国の行政機関

独法等のうち、民間に類する立場で**民間のカウンターパートとの間でデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等**※
(例)

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 国立病院機構
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、**上記に該当しないもの**
(例)

- ・ 行政執行法人

【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として
同じ規律を適用

民間事業者

- ・ 私立大学
- ・ 民間病院
- ・ 民間研究機関

※ これらの独法等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ E Uから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても**G D P Rに基づく十分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする**。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】

個人情報
取扱事業者の義務

学術研究は
全て
適用除外

(=学術研究機関等が
学術研究目的で
個人情報を
取り扱う場合は
全て適用除外)

【見直し後】

利用目的による制限

※ 1
※ 2
学術研究は例外
(=学術研究機関等が
学術研究目的で個人情報を
取り扱う必要がある場合は例外)

要配慮個人情報の取得制限

学術研究は例外

第三者提供の制限

学術研究は例外
①学術研究機関等による研究
成果の発表・教授に不可欠
②提供先が学術研究機関等
③提供元が学術研究機関等
かつ提供先と共同研究

安全管理措置等

学術研究も適用

保有個人データの開示等

※ 3
学術研究も適用

個人情報保護委員会が監督 ※ 4

- ※ 1 学術研究機関等：大学（私立大学、**国公立大学**）、学会、**国立研究開発法人** 等（**下線は今回追加されるもの**）
- ※ 2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない
- ※ 3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
- ※ 4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用³⁹

一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等 ^{※1}	国の行政機関等 ^{※2} ・地方公共団体等
個人情報取扱事業者に係る規律（現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド）			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律（現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド）			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ ^{※3}
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ ^{※4}

- ※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。
- ※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。
- ※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。
- ※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。40

個人情報定義等の統一

＜現行法の規律＞

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

＜改正の方向性＞

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

公的部門における個人情報保護ルールの特充

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民の枠を超えたデータ利活用の活発化を見据え、公的部門における個人情報保護ルールの特充を図る。

1. 個人情報保護委員会による監視の実効性を確保するためのもの

- ① 個人情報保護委員会による**報告要求・実地調査・勧告等の権限**の明記
- ② **漏えい報告制度**の創設

2. 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化に対応するためのもの

- ① 「**不適正利用の禁止**」「**不適正取得の禁止**」の明文化
- ② **外国へのデータ移転**に係る規律の創設

3. 「個人情報」の定義の変更に伴うもの

- ① **匿名加工情報・仮名加工情報**の識別行為禁止義務等の創設
- ② **提供先で個人情報となる情報**の外部提供に係る規律の創設

4. その他規律の明確化や民間部門との均衡を図るためのもの

- ① 安全管理措置義務の対象として**派遣労働者・再委託先**を明記
- ② **任意代理人による開示等請求**の許容

改正法の施行後における個人情報保護委員会の役割

- 改正法の施行による委員会の役割の主な変更点は以下のとおり。
 - ✓ 一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有する。
 - ✓ 個人情報取扱事業者等に加えて、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、一元的に所管し、監視監督権限を有する。
 - ✓ 地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表する。
 - ✓ 地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行う。
 - ✓ 行政機関の長等に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その概要を公表する。

民間事業者、行政機関、地方公共団体に対する委員会の監視監督の対比[※]

	民間事業者	行政機関	地方公共団体
報告徴収	報告・資料提出の求め	資料提出・説明の求め (現行、総務大臣による 資料提出・説明の求め)	資料提出・説明の求め (現行規定なし)
立入検査	立入検査	実地調査 (現行規定なし)	実地調査 (現行規定なし)
指導・助言	指導・助言	指導・助言 (現行、総務大臣による意見の陳述)	指導・助言 (現行規定なし)
勧告・命令	勧告・命令	勧告 (現行規定なし)	勧告 (現行規定なし)

※ 独法等・地方独法については、本資料上は省略している。なお、地方公共団体については、病院及び診療所並びに大学の運営の業務以外を記載。
また、行政機関の現行は、非識別加工情報以外を記載。

改正法の円滑な施行に向けた取組の方針

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体（原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等）を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ・ ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

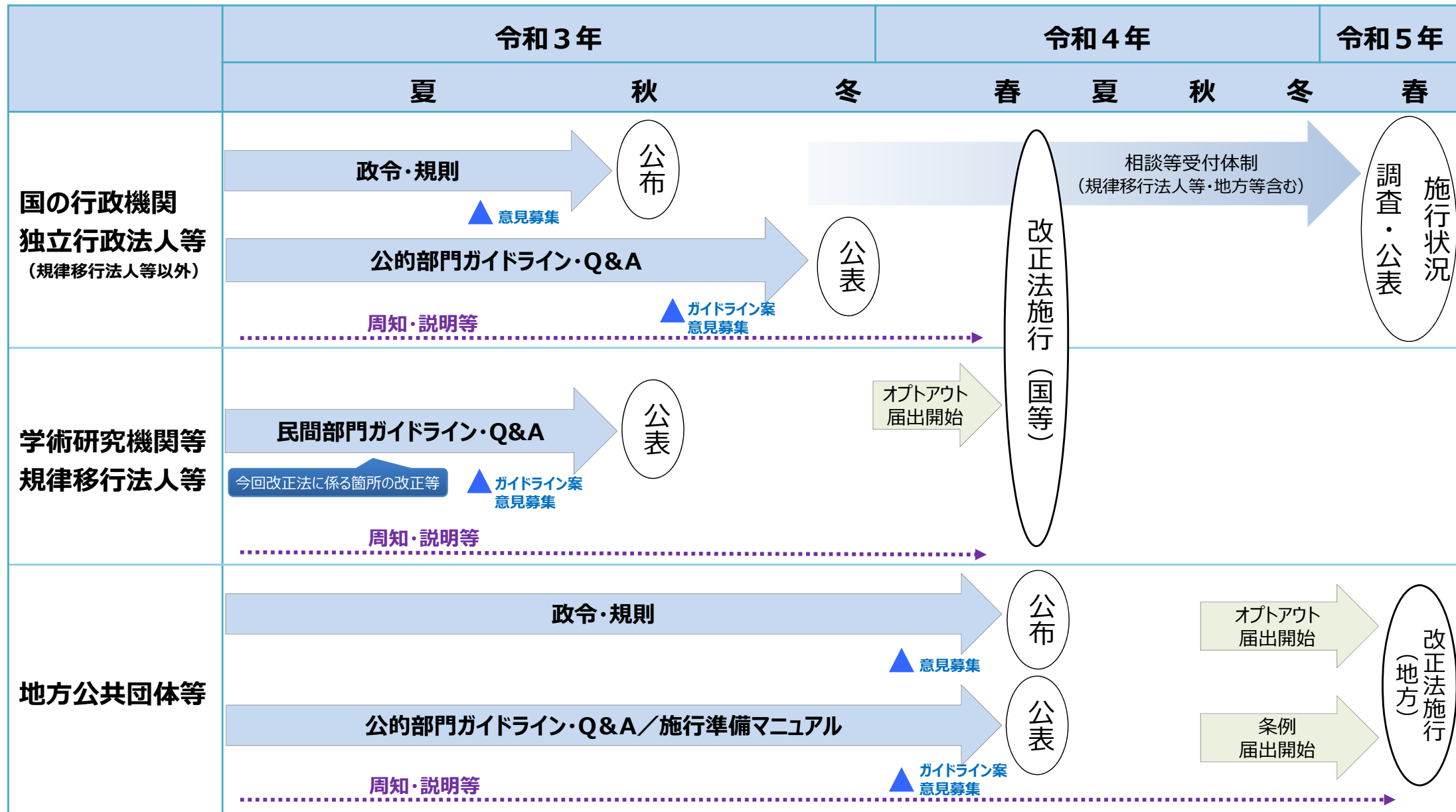
○ 改正法や政令等の周知

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- ・ 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- ・ 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

○ 組織体制の整備

- ・ 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- ・ 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。

改正法の施行準備スケジュール



※ このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。